

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
給食業務部外委託 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊長 金 敏広 秋田県秋田市寺内字將軍 野1	令和4年4月1日	協働美装株式会社 埼玉県さいたま市見沼区 大字中川79-1ティエム ハイツ102号	5030001023348	一般競争入札	30,462,300	29,590,000	97.1%				
食器洗浄及び清掃作 業部外委託 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊長 金 敏広 秋田県秋田市寺内字將軍 野1	令和4年4月1日	協働美装株式会社 埼玉県さいたま市見沼区 大字中川79-1ティエム ハイツ102号	5030001023348	一般競争入札	10,154,100	8,140,000	80.2%				
空調調節装置保守点 検役務 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊長 金 敏広 秋田県秋田市寺内字將軍 野1	令和4年4月25日	株式会社日本空調東北秋 田営業所 秋田県秋田市市川尻御休町 14-30	3370001002484	一般競争入札	1,359,600	1,067,000	78.5%				
松くい虫防除薬剤散 布役務 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊長 金 敏広 秋田県秋田市寺内字將軍 野1	令和4年5月20日	手形造園土木株式会社 秋田県秋田市手形字蛇野 63	7410001001775	一般競争入札	5,861,900	5,830,000	99.5%				
マスクほか69件 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊長 金 敏広 秋田県秋田市寺内字將軍 野1	令和4年7月25日	有限会社三陸商事 青森県八戸市下長7-7 -9	1420002007033	一般競争入札	1,719,077	1,515,800	88.2%				
丸パイプフェンス支 柱（直材忍び付）ほ か11件 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊長 金 敏広 秋田県秋田市寺内字將軍 野1	令和4年7月25日	岡三リビック株式会社東北 支店 宮城県仙台市青葉区本町 2-3-10	9010401040684	一般競争入札	4,727,960	4,209,590	89.0%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達最適化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
車両整備場消防用設 備点検役務 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊長 川崎 哲也 秋田県秋田市寺内字將軍 野1	令和4年11月28日	マルチプライ株式会社秋 田営業所 秋田県秋田市大町3-3 -30	1370001002239	一般競争入札	1,155,000	770,000	66.7%				
中央監視装置保守点 検役務 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊長 川崎 哲也 秋田県秋田市寺内字將軍 野1	令和4年11月28日	富士電機株式会社東北支 社 宮城県仙台市青葉区一番 町一丁目9番1号	9020001071492	一般競争入札	1,155,000	1,133,000	98.1%				
								#DIV/0!				
								#DIV/0!				
								#DIV/0!				
								#DIV/0!				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。